第 38 回本部員会議資料
令和３年８月 19 日
教育委員会事務局

夏季休業後の教育活動に関する指示事項について

１　概要

夏季休業後の学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策として県立学校等に対し、令和３年８月 17 日付文書にて、以下の指示事項を通知し注意喚起を図ったこと。

２　指示事項

(1) 基本的な感染症対策の徹底

・　発熱等の症状がある場合には、児童生徒等、教職員は自宅で休養することを徹底すること。
・　登校時、児童生徒等の健康状態を把握すること。

(2) 教育活動について

児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能な限り一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。

(3) 部活動について

・　「県立学校の部活動について（令和３年４月６日通知）」を改めて確認の上、適切に対応すること。
・　なお、部活動の遠征等については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）」（令和３年８月４日付け教保第 334 号）により県外の学校やチームとの練習試合等は、原則禁止していること。
・　県内校同士の練習試合等については、慎重に判断すること。
なお、実施する際は、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、保護者の承諾を得て、当該校長が判断の上、行うこと。

３　その他

県立学校の他、市町村教育委員会に対し通知するとともに、ふるさと振興部学事振興課を通じて私立学校にも周知したこと。